

## 難民認定申請の実態

### 難民条約における「難民」の定義

- ・ 人種
- ・ 宗教
- ・ 国籍
- ・ 特定の社会的集団の構成員であること
- ・ 政治的意見

を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

### R3.4.21 衆議院法務委員会 参考人質疑 (難民審査参与員発言 (概要))

- 参与員が、入管として見落している難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません。
- ほかの参与員の方、約百名ぐらいおられますが、難民と認定できたという申請者がほとんどいないのが現状です。
- 観光、留学、技能実習などの正規のビザで入ってきた後に、本来の目的から外れた段階で難民申請をするケースや、また、中には、不法滞在や犯罪で退去強制手続に入ってから難民申請するケースも多く (後略)
- 難民の認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいないということを、皆様、是非御理解ください。

#### 【参考人として登壇した難民審査参与員による申請者の分類】

- ① 参与員の前で、一次審に言った主張と全く違う主張を繰り返す申請者
- ② 他の人と全く同じ主張をする申請者
- ③ 本人の主張が真実なら、当然説明できることが説明できない申請者
- ④ 条約上の迫害とは全く異なる内容で難民であると主張する申請者
- ⑤ 合理的な理由がなく難民認定申請を繰り返している申請者

### 難民認定申請理由

(令和元年に難民認定申請 (一次審査) が認められなかった者の主な申立て内容)

- そもそも申請理由自体が難民条約上の理由に直ちに該当するとは思われないものも相当数あり。
    - ① 知人、近隣住民、マフィア等とのトラブル  
→ 全体の約37%
    - ② 本国の治安に対する不安
    - ③ 本邦での稼働希望
    - ④ 親族間のトラブル (遺産相続, 夫婦喧嘩等)
    - ⑤ 個人的な事情 (健康上の問題, 日本での生活の長期化)
- ⇒ 不認定者の約45%がこれらの理由に該当 (誤用・濫用の可能性あり)